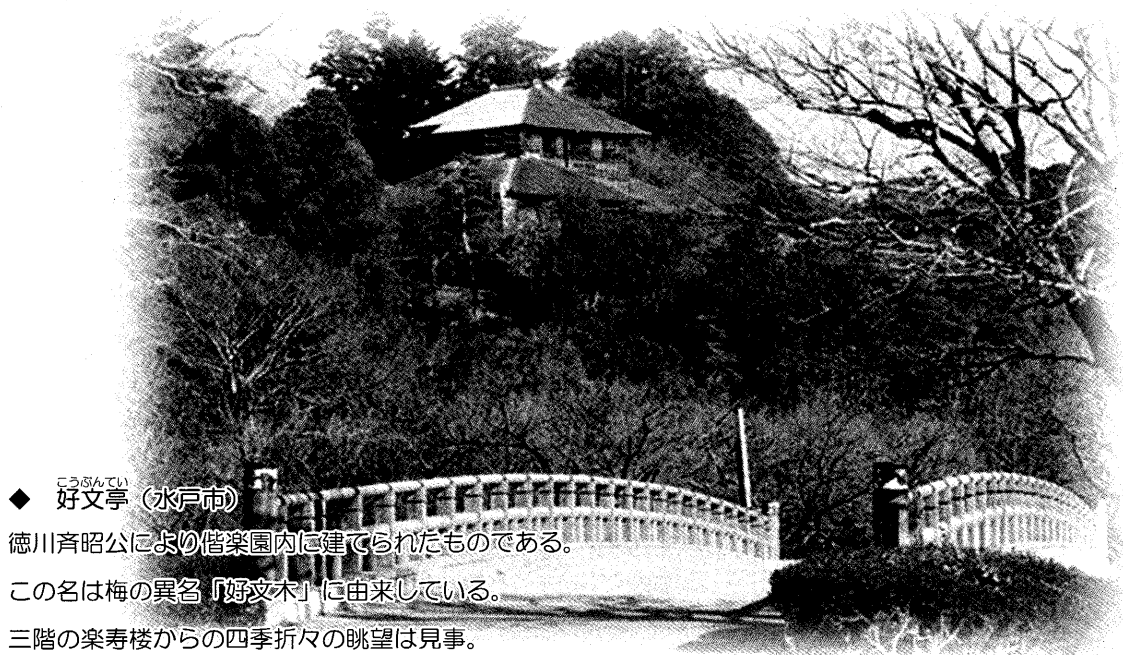


学校づくり・人づくり

- ◆ 秋田 評価を活かす！！事務職人としての関わり
－評価結果の中から、事務が関われるものをどれだけ見つけられるか？－
－学校評価を「意欲的ツール」と捉えることにより、学校が変わる－
- ◆ 岩手 これからの学校づくり・人づくりのために
－いわてのランドデザインの取り組みから－
- ◆ 宮城 教育課程の編成・実施をサポートする学校財務の在り方
－教材一覧の作成と活用－

研究責任者	宮城県仙台市立寺岡中学校	小笠原 律子
提案者	秋田県にかほ市立象潟小学校	伊原 陽子
	秋田県湯沢市立横堀小学校	福井 博美
	秋田県大仙市立内小友小学校	八文字 隆
	岩手県奥州市立水沢南中学校	高橋 広道
	宮城県石巻市立蛇田小学校	藤田 基成
司会者	青森県弘前市立第四中学校	竹内 智子
	福島県白河市立白河中央中学校	尾又 芳行
助言者	東北大学大学院	教授 小泉 祥一
記録者	宮城県仙台市立袋原小学校	三浦 まさ江
	宮城県仙台市立北仙台中学校	佐々木 晴与



◆ 好文亭 (水戸市)

徳川斉昭公により偕楽園内に建てられたものである。

この名は梅の異名「好文木」に由来している。

三階の楽寿楼からの四季折々の眺望は見事。

教育課程の編成・実施をサポートする 学校財務の在り方

－教材一覧の作成と活用－

はじめに

当支部では、「事務処理の標準化」、並びに「教育課程と学校財務をより関連させる方策」について研究を進めてきました。その中で、これらの課題がなかなか解決しないのは、財務関連法規の整備が不十分だからではないかという考えにたどり着きました。そこで本研究では、財務関連法規の現状を把握しながら、教育課程の編成・実施をサポートする学校財務のあり方について考えました。

1 研究の問題観

地方分権の流れの中、自治体合併が行われ、財政基盤の強化・学校の裁量権拡大・校長の権限拡大などが謳われてきました。しかし、宮城県内の市町村立学校で働いている私たちの実感としては、従前とほとんど変わっていない印象があります。

学校財務を考えるにあたっては、支部内における議論から、次のような問題観がありました。

- (1) 学校財務に関する標準的な事務処理システムが無いこと、教員に負担感を与えることがあること。
- (2) 校内に予算委員会（予算調整機関）が無いこと。
- (3) 校長の決裁権限額が、市町村の他の部署と比較して少ないこと。
- (4) 歳出科目間での流用や組み替えができないため、有効な予算執行がしにくい仕組みであること。
- (5) 地方自治体の予算編成・配当の時期が、学校の新年度計画における予算配分の時期に間に合わないこと。

2 研究仮説

前述の研究の問題観から、次のような仮説を立てました。

- (1) 市町村の財務規則や決裁規程などを改正することができれば、どの学校でも同じ事務処理をすることができ、事務の効率化と教員の負担軽減が図られ、教員が子どもと向き合う時間をより保障していくことができるのではないかと。
- (2) 「教材一覧」を作成することで事務職員が教育課程と使用する教材・教具を理解することができれば、学校予算・財産のより有効な活用が図られるのではないかと。
- (3) 研究を進め、課題を地域の学校が共有できれば、国や市町村の学校財務に関する法規

の整備や事務処理システムなどの改善が進むのではないか。

(4) この研究成果が地域の学校に還元できれば、公費予算の増額と私費負担の適正化が図られるのではないか。

(5) 地域の学校が上記のことに取り組むことによって、事務職員が教育課程と学校財務との関わりをより理解していくことができるのではないか。

(6) 地域の学校で上記のことに取り組むことが教職員のOJTにつながり、より質の高い学校経営ができるのではないか。

3 研究の目標

以上のことから、本研究では、(1) 事務処理を標準化するための法規の整備、(2) 教育課程の真の裏付けとなる公費予算の確保、(3) 公費・私費の負担区分の規定化、(4) 学校徴収金取扱要領の規定化、(5) 教員の自己負担の解消を目標に掲げました。

4 研究方法

研究仮説を踏まえ、(1) 教育委員会アンケートの実施、(2) 事務職員アンケートの実施、(3) 自己負担アンケートの実施、(4) 「教材一覧」の作成を行いました。

アンケートは、学校財務に関する実態を把握するため、平成18年度と平成22年度に宮城県内の市町村教育委員会事務局（以下、「市町村教委」）を対象に実施していますので、その集計結果を元に、財務関連法規が十分に整備されているかどうか検証し考察することにします。

なお、ここでは、教育委員会アンケートにしぼって紹介します。(2)、(3)については、紙面の都合で省略します。内容については、当支部のウェブサイトを参照してください。

*全国公立小中学校事務職員研究会宮城支部ウェブサイトURL <http://zenjiken-miyagi.flxsrv.org/>

第 I 節 財務関連の法規の現状

1 教育委員会アンケートについて

アンケート実施時期 依頼日：平成22年11月12日 回答期日：平成22年12月9日

アンケート対象 宮城県内の市町村教育委員会事務局（37市町村）

回答数：23市町村 回答率：62.2%

2 結果と考察

(1) 学校財務取扱要綱（規程等）について

学校財務に関する標準的な事務処理の仕方が定まっていない場合、学校ごと、あるいは事務職員ごとに事務処理の仕方が異なります。このことが、教員にとって、異動するたび、もしくは事務職員が異動するたびに事務処理の方法が変わり、負担感を感じる原因となっていることを、私たちは経験上から理解しています。さらに、校内では、予算を調整したり物品を管理したりする際の責任の所在が不明確なため、管理が曖昧なままになっていることがあるだろうと推察し、【資料1】のような設問としました。

結果は、考えていたとおり、学校財務に関する法規の整備は進んでいませんでした。「財務要綱」が無ければ、財務（予算）委員会の規程も無い状況です。また、物品管理者等の指定をしている市町村は30.4%しか無く、明確な法的根拠の無いところで私たちが仕事をしている現状が分かりました。

なお、過去の調査から宮城県内の公立小中学校職員に対して物品出納員、契約事務担当者、物品管理者、物品供用者などの職指定がほとんど無い状況が明らかになっています。

【資料1】		* 回答はすべて、選択肢、自治体数、割合の順			
2-① 「学校財務取扱要綱（規程等）」はありますか					
制定している	0	0.0%	検討中である	2	8.7%
制定の予定もない	21	91.3%			
2-② 「学校財務取扱要綱（規程等）」に財務（予算）委員会の規程はありますか					
規定している	0	0.0%	規定していない	5	100.0%
2-③ 物品管理者の指定はありますか					
指定している	7	30.4%	指定していない	16	69.6%
物品出納員、分任出納員、出納補助員の指定はありますか					
指定している	5	21.7%	指定していない	18	78.3%

（2）校長の権限拡大について

1）校長の決裁権限額について

自治体合併によって財政基盤が強化され、また、地方分権の流れの中で、学校の裁量権拡大・校長の権限拡大を謳うのであれば、学校財務においては、校長の決裁権限額が増えるだろうと考えるのが順当な考え方です。宮城県では、平成の大合併により72市町村から37市町村になっていますが、自治体によっては条件の低いところに合わせたケースがあると予想したので、校長の決裁権限額が拡大したところは少ないのではないかと考えました。

【資料2】		2-④ 校長の決裁権限で決裁限度額は				
	消耗品費		修繕料		備品購入費	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
なし	10	47.6%	10	47.6%	12	57.1%
～50,000円	1	4.8%	1	4.8%	1	4.8%
～100,000円	4	19.0%	4	19.0%	3	14.3%
～300,000円	3	14.3%	3	14.3%	3	14.3%
300,001円～	3	14.3%	3	14.3%	2	9.5%

市町村の財政力に左右されることが推測されますが、結果からは、校長に決裁権限が無い自治体の割合が高いことが分かりました。また、どの項目でも校長に決裁権限が委譲されていないケースがあるという事実を知ることになりました。

2）歳出科目の節間流用について

学校配当予算の配当額の決め方を尋ねる設問（複数回答可）では、結果は、学校からの要求・査定等によって決めている自治体が36.7%、学校割・学校規模割等で決めている自治体が34.7%、前年度の実績によって決めている自治体が26.5%でした（計97.9%）。学校からの要求・査定等によって決めている自治体が最も多かったわけですが、後述する教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレを考えれば、学校からの要求と言っても、その

積算根拠は、必ずしも各校の教育課程を十分に考慮した予算にはなっていないと考えられます。これは、学校割・学校規模割であっても、前年度の実績であっても同様です。そのような意味では、ほとんどの学校で歳出科目によって過不足が生じていることが考えられます。

歳出科目によって過不足が生じた場合、校長決裁で配当予算の節間流用ができれば、配当された予算をより有効に活用できると考え、この設問を設けました。ただ、校長の権限拡大が進展していない以上、校長決裁による節間流用ができる自治体は少ないと思われます。

【資料3】

*回答は、選択肢、自治体数、割合の順

4-② 校長の決裁で学校配当予算の節間流用を認めていますか

認めている 5 21.7% 検討中である 0 0.0% 検討もしていない 14 60.9%
 その他 4 17.4%

自由記述による回答

- ・但し、事前に教育委員会の承認が必要
- ・教育委員会を經由して財政担当部署の決裁を受ける
- ・校長決裁は認めていないが、教育委員会事務局担当へ連絡をもらい、必要に応じて協議する
- ・校長の決裁後、教育総務課長が最終決裁者としている
- ・やむを得ない場合に限る

*平成18年度調査と

平成22年度調査との比較

	H18年度	H22年度
認めている	22.6%	21.7%
検討中である	0.0%	0.0%
認めていない	77.4%	60.9%
その他	0.0%	17.4%

平成18年度の調査では、条件付きで認めるというような「その他」の回答欄が無かったため、多少、数値にズレが生じてしまいましたが、結果としては、やはり、ほとんど進展がありませんでした。中には市町村教委の決裁により節間流用を認めるという自治体がありましたが、校長の決裁権限が無いことには変わりありません。数万円程度でも構わないので、校長による予算の流用権限が認められる必要があると思います。

以上の結果から、財政基盤の強化・学校の裁量権拡大・校長の権限拡大という方向性は実現していない様子が分かります。

(3) 教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレ

学校では、おおかた次年度の予算要求資料を10月から1月にかけて市町村教委に提出します。各市町村では1月から3月の議会で次年度予算の審議が行われることが多いので、市町村教委は、その議会に間に合うように予算要求資料をまとめるためだろうと思われます。学校から市町村教委に次年度の予算要求資料を提出する時期、市町村教委から学校に次年度予算の内示が行われる時期、市町村教委から学校に予算配当される時期について調査しました。この設問は、教育計画と市町村教委の予算編成・配当について時期的な問題を感じて考えたものです。【資料4】

この設問では、予算要求資料の提出を求める時期の設定について理由を求めているため推測にならざるを得ませんが、学校から市町村教委への予算要求時期が11月と12月に集中していることから、市町村教委では、各市町村で予算審議を行う1月から3月の議会に間に合うように仕事を進めている様子が見えます。

しかし、学校現場では、1月頃に年度末反省会を行って1年間の教育活動の反省をし、そ

れを受けて2月頃に新年度計画の作成に入ります。つまり、年度末反省会の議論は次年度の予算要求に生かすことができないのが実状です。

【資料4】 3-② 予算編成等の時期について

	要求時期 (学校 → 教育委員会)		内示時期 (教育委員会 → 学校)		配当時期 (教育委員会 → 学校)	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
	10月	3	13.0%			
11月	11	47.8%				
12月	8	34.8%	1	4.3%		
1月	1	4.3%	6	26.1%		
2月			4	17.4%		
3月			7	30.4%	1	4.3%
4月			1	4.3%	22	95.7%
なし			4	17.4%		

教育委員会アンケートの結果の中で、教育委員会から学校に予算を配分する額を決める際、学校からの要求・査定等によって決めているという自治体は36.7%の割合でしたが、年度末反省の議論が反映されていない以上、たとえ学校からの要求であっても、教育課程が十分に考慮されていないものと考えざるを得ません。

新年度に予算配当が間に合ったとしても、それ以前の段階で内示を受けなければ教育課程の円滑な編成・実施に反映されないため、教育計画の作成に合わせた詳しい内示や配当が必要であるという学校側の事情があります。

(4) アンケートの結論

ここでは、宮城県内各市町村教委を対象としたアンケート結果から、財務関連法規が十分に整備されているかどうかを検証してきました。結果は、「学校財務取扱要綱」をはじめ、財務関連法規は未だ十分に整備されていないという状況でした。

そもそも、義務教育諸学校の予算に関わる法律は、日本国憲法第26条2項に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」、教育基本法第16条では「教育は不当な支配に服することなく、この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方自治体との適切な役割分担および相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」、そして同法第16条第4項では「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」という条項があります。

このように義務教育費無償を実現するための法整備が一見なされているにも関わらず、国及び地方公共団体の財政状況と義務教育行政に対する財政措置への関心度が低いせいも、義務教育費の無償は一向に実現していません。義務教育諸学校に適切な予算措置が講じられるためには、国の機関はもとより、設置者である自治体・市町村教委・学校の三者が協力・協調・協働して法規の整備と条件整備をすることが必要です。そして、適切な事務処理体制を

構築するためにも法規の整備が課題だと言えます。その一つ的手段として「学校財務取扱要綱」の制定が必要だと考えます。

すでに一部の自治体で制定されている「学校財務取扱要綱」は事務処理に関する事柄が中心ですが、私たちが考える「学校財務取扱要綱」には、少なくとも次の4点が必要です。

- ・市町村教委と学校が連携し、義務教育費無償の原則を担保する条項
- ・適正な事務処理を行うための取扱いに関する条項
- ・物品管理者や物品出納員などの職指定の条項
- ・学校に裁量を与えるための校長専決権と学校裁量予算の条項

更に、当支部が以前から指摘している問題だった、教育計画と市町村教委の予算要求・編成の時期的なズレについても解消していませんでした。その結果、学校では相変わらず年度末反省の議論が予算要求に反映できず、教育課程を十分に考慮した予算を立てにくい状況に置かれたままです。果たしてこの状況は解消できないのかということについては、次節に譲りたいと思います。

この結果を元に、関係法規を整備するよう働きかけていく必要があると考えています。

第Ⅱ節 教育課程の編成・実施をサポートする学校財務

学校の仕事の中で最も大切な仕事は教育課程経営であると言われていています。教育課程の実施には、学校財務との接点から考えるという視点、つまり、学校財務の裏付けが必要なのです。

事務職員は教育課程に対しての理解が不十分であるということや、教育計画と市町村教委の予算編成・配当に時期的なズレがあり、学校では予算の計画を立てにくいといった問題が提起されていました。

当支部では、平成22年度より石巻地区小中学校事務研究会（以下、「石巻地区事務研」）と協同で研究を進めてきました。石巻地区事務研では特別委員会を設置し、「教育課程に関わるための具体的な方策」について研究しています。本節では、教育課程の編成・実施にあたり学校財務でどうサポートすることができるかについて考えます。

1 「教材一覧」について

石巻地区事務研の「教育課程に関わるための具体的な方策」という研究は、事務職員が教育課程に関わるために、学校財務という切り口から実践研究してみようという試みでした。この研究の中から、「教材一覧」という資料が生まれました。

「教材一覧」は、単元名、教材名、使用した感想、数量、金額、公費または私費の別等から構成されており、授業で使用する教材を、単元ごとに一覧表にまとめたものです。

使い方としては、年間指導計画と一緒に綴じ込んでおき、各単元終了後、教員が授業内容の見直しをする際に、年間指導計画に加筆する作業と同時に、使用した教材の感想も記入するという想定です。「教材一覧」を作成し活用することは、次年度も同じ物品で良いか、あるいは別の物品を使用したいかなどを教員と事務職員が共に話し合う資料となり、次の予算計画に役立てることができます。つまり、教育課程と学校財務をつなぐ役割を果たすものが「教材一覧」ということです。

2 石巻地区事務研の実践報告から

(1) 事務職員は教育課程により深く関わることができるか？

学校財務によって教育課程の編成・実施をサポートすることを考えた場合、事務職員は教育課程に対する理解が不十分であるとの意見があります。確かに、これまで私たち事務職員は、教育課程の編成作業等に関わりを持たず、授業の内容にまで興味を寄せることは、ほとんどありませんでした。

ここでは、「教材一覧」の活用について実践研究を行った石巻地区事務研の報告を基に、教育課程に対する理解があれば、事務職員でも教育課程の実践により深く関わることができるのではないかということについて考えました。

(2) 「教材一覧」を活用した実践報告から

1) 単元名：天気と気温の変化（小学校5年）の例

数日間の気温を観測して天気の変化を予想し、また、天気によって1日の気温の変化に違いがあることを知るという単元です。単元終了後の教員の感想は、電子温度計は必要でなくアルコール温度計でよいとのことでした。その理由は、電子温度計よりもアルコール温度計の方がアナログ感覚で捉えやすいし、一人一人に体験させるためにも安価なアルコール温度計の方が数を揃えやすいからということでした。

この事例では、事務職員は、教員との対話から単元の内容、そして2種類の温度計の機能や性質の違いを知ることができました。

2) 単元名：電流 電磁石は棒磁石と同じはたらきをするのだろうか（中学校2年1分野）の例

この単元では、電流がつくる磁界を調べるため、エナメル線を巻いてコイルを作ります。担当教員からは太さ0.5mmのエナメル線の購入希望がありましたが、職員室にあったカタログには0.4mmと0.6mmのものしか掲載されていませんでした。そこで、なぜ0.5mmの希望なのか確認すると、0.4mmでは細くて切れやすいし、0.6mmでは硬くて作業性に難があるからとのことでした。たった0.1mmの差にこだわるのは、やはり長い間の知識と経験に裏付けられたものだと感じます。「教材一覧」の中に、このような教員のこだわりが記録されていくことで、事務職員も授業の質の向上に関わることができると実感しました。

3) 単元名：電流 静電気とはどんなものだろうか（中学校2年1分野）の例

年間指導計画には、静電気が生じる条件やそのはたらきについて積極的に実験を行うと記載されていましたが、教員が教材一覧に記入した言葉は「演示のみ」でした。その理由は、6月から7月は湿度が高いので簡単には静電気が起きないからだそうです。

一方、静電気の起こりやすい時期は「天気とその変化」という単元の計画でした。天気は、梅雨から真夏を経て秋雨前線が発達する時期の方が劇的な変化があって生徒の興味を惹くのではないかと思います。この2つの単元の時期を入れ替えたらどうなるのか、教員に尋ねてみました。すると、時期に応じた単元の実施は学習の効果が高いと思うものの、模試対策で問題が生じる場合があるので、単元の組み替えは思うようにはできないということでした。

事務職員は、この単元が静電気の発生しにくい時期に実施されていたことを知り、また天

気に関する単元についての知識を得ることができました。併せて模擬試験などの制約があつて、単元の組み替えが、必ずしも教員の思うようにはできない事情があることも知りました。

(3) 「教材一覧」実践の結論

本項では、石巻地区事務研の「教材一覧」を活用した実践報告を取り上げました。紙面の都合により3つの事例の紹介に留めますが、これらの報告によれば、教員が「教材一覧」に記入したことについて、事務職員がその理由を教員に尋ねたり、確認したりすることで、事務職員自身が、単元の内容や教材の性質などを学ぶことができています。このことを、石巻地区事務研の資料では、次のように報告しています。

「これまでは教材を購入するだけで満足し、どのように使われているかまでは意識していなかった」こと、あるいは「似たような教材でも単元によって使い分けがある」ことなど、教員との対話の中から有意義な気付きがありました。このような気付きを大切にしていくことで、教材はもとより、教育課程についての知識の幅を広げていきたいと思いました。

以上のことから、事務職員は、教員とのコミュニケーション・ツールとして「教材一覧」を活用することで教育課程を学び、また次年度の予算要求をとおして教育課程の実現により深く関わることができると言えます。私たちは、ヒドゥン・カリキュラムの考え方をもって、「教材一覧」を年間指導計画と一体のもの、あるいは、年間指導計画と同等のものであるかのような位置付けにしたいと考えました。

3 仮想的な年度の区切りという概念

(1) 教育計画と市町村教委の予算の時期的なズレは解消できるか？

教育委員会アンケートの集計結果によれば、市町村教委が学校に対して次年度の予算要求の提出を求める時期が11月と12月に集中しています。これが、予算審議を行う議会（1月から3月）に間に合わせるための設定だとすれば、この時期を変更するのはとても難しいことです。一方、学校では、教育計画が年度単位であるため、年度末反省の時期を変更することもまた困難なことです。

ここには、現実の時期を変更することの難しさがあるため、仮想的な年度の区切りという概念を取り入れることでこの課題を解消する方法が無いか、教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレは解消できるのかということについて考えたいと思います。

(2) 教育予算の特別な取扱い

市町村教委が予算年度を区切る月を変更することを考えた場合、教育課程実施のために必要な教育振興費の決定時期を、教育計画の決定時期に合うように内示または配当する方法が考えられます。例えば、6月の議会で、再度、予算審議を行うという方法です。その場合、4月から6月の議会までは一時的な予算で対応せざるを得なくなりますが、学校としては教育計画が確定した後の予算審議となるので、教育課程を十分考慮した予算編成となる可能性があります。ただし、市町村教委が予算の取りまとめを行う回数が増えるということと、そ

れに応じて、学校から予算計画を提出する回数も増え、全体的に事務量が増えるというデメリットも考えられます。また、この頃には、校内で私費の計画がすでに決まっているため、公費の予算が増額になったとしても、私費負担の軽減につながらない可能性があります。

(3) 「教材一覧」の活用

一方、学校ができる対応としては、一年度分の反省を1回で済ませるのではなく、短い期間に区切って、その都度反省を行うという方法が考えられます。短い期間に区切ることで、仮想的な年度の始まりを、どの時期にでも設定することができるということです。

幸い、学校では、単元終了ごとにその単元の反省を行い、次年度の授業に活かすための作業が行われています。「教材一覧」は、その作業に合わせて教材の見直しをするという想定で作られていますので、「教材一覧」を活用することで、単元ごとに予算計画を考えることが可能になります。また「教材一覧」では、公費と私費の負担区分も計画できるため、私費負担削減につながる可能性があります。

この方法をとった場合、市町村教委に次年度の予算要求を提出した後の単元（11月か12月以降の単元）については、翌々年度の予算に先延ばしにならざるを得ませんが、それ以前の方は翌年度の予算要求に反映できるため、一年分すべてが翌々年度に先延ばしになることに比べれば、メリットは大きいと考えます。つまり、ズレを完全に解消することはできませんが、ズレを少なくすることは可能だということです。

(4) 仮想的な年度の区切りという概念についての結論

仮想的に年度を区切る方法について、市町村教委側の対応と学校側の対応に分けて考えてみました。一時的な予算による対応では全体的に事務量が増え、「教材一覧」の活用では翌々年度まで先延ばしになる部分があるというように、それぞれデメリットはありますが、予算について仮想的な年度の区切りを変更することは、どちらの方法でも可能だということが分かりました。ただし、私費の計画まで含めるのであれば、「教材一覧」を活用する方に、よりメリットがあります。

4 学校財務によって教育課程の編成・実施をサポートすることはできるか？

本節では、石巻地区事務研の「教材一覧」を活用した実践研究に着目し、事務職員は教育課程により深く関わることができるかということ、そして、教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレは解消できるかという視点から、学校財務によって教育課程の編成・実施をサポートすることができるかどうかを考えました。

これまで教育課程と学校財務を関わらせることが少なかった私たちでも、「教材一覧」を教員とのコミュニケーション・ツールとして活用することで教育課程を学ぶことができ、教育課程と学校財務を関わらせることができるようになることが分かりました。また、「教材一覧」を活用することで、教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレを少なくすることができることが分かりました。

これらのことから、「教材一覧」を活用すれば、教育課程の編成・実施を学校財務の面からサポートすることができると考えられます。

まとめ

第Ⅰ節では、私たちにとって関わりの深い学校財務について着目し、それに関連する法規が十分に整備されているかどうかを、教育委員会アンケートの集計結果から検証しました。

私たちは、財政基盤の強化を目的として自治体合併が進んだ平成17年度以降は、地方分権の流れも相まって、教育費が拡充し、学校の裁量権・校長の決裁権限が拡大するのではないかという期待感を抱いていましたが、平成22年度のアンケートの集計結果では、ほとんど進展が見られませんでした。そのため、学校では、相変わらず明確な法的根拠が不足している状況下で仕事を続けている状況です。

第Ⅱ節では、石巻地区事務研の「教材一覧」を活用し、学校財務によって教育課程の編成・実施をサポートすることができるかどうかを考えました。副問として、事務職員は教育課程により深く関わることができるか、そして、教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレは解消できるのかという2点を据えて考えてきました。結論としては、「教材一覧」を活用した取組みによって、教育課程を学びながら、教育課程により深く関わるということが分かりました。また、教育計画と市町村教委の予算編成・配当の時期的なズレを完全には解消できないものの、そのズレを少なくすることはできるということが分かりました。そして、この「教材一覧」をすべての学校で活用することで、学校財務に関する事務処理の標準化が期待できるとも考えられます。

今後の課題として、学校財務関連法規の早急な整備を働きかけていくと同時に、「教材一覧」の作成と活用を継続的に実践していくための方策を考えています。

おわりに

当支部は、平成20年度福島大会の話題提供の中で、教材データベースを作成し、パーソナル・コンピュータによって教員からの予算要求を集約したり教材選びに関わったりする方法を提案しましたが、公用パーソナル・コンピュータの整備状況に自治体間格差があったため、思うように進展しませんでした。しかし、今回、石巻地区事務研との協同研究により「教材一覧」という形で、再度、実践研究をすることができました。

本研究にあたって、宮城県内の各市町村教育委員会事務局の皆様、小中学校事務職員の皆様、教員の皆様に、アンケートへのご協力をいただきました。また、「教材一覧」の実践研究では、石巻地区小中学校事務研究会の会員の皆様、そして理科教員の皆様から貴重なご意見・ご感想をいただきました。お礼を申し上げます。

【参考文献】

1. 宮前貢・浅川晃雄・川崎雅和共著 『カリキュラム経営を支える学校事務』 学事出版、2006年11月。
2. 石巻地区小中学校事務研究会編 『教育課程に関わるための具体的な方策』 2010年11月、インターネット、<http://ishino-minatoe.web5.jp/kensyuusiryuu/h22/kyouikukateityuukan.pdf>